

日本滑空記章試験員 各位

公益社団法人日本滑空協会

会長 石川 隆司（押印省略）

日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則の改定とガイドラインの新設

平素より当協会の活動、日本滑空記章制度の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、2019 年に改定、運用されております記則第 001 号：日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則について、近年、下記項目等が懸念事項として指摘されてきていました。

- (1) 接地点にこだわり過ぎるあまり、記章試験飛行において正常（安全）でない接地が散見される。（現規程細則では、こすりつけるような接地と表記されているような着陸）
- (2) C 章、銅章と比べ、B 章の指定地着陸の基準は要求される接地精度（指定地の範囲）が厳しい。
- (3) B 章試験の位置付けが曖昧となっている。
- (4) 銅章の規定のうち「野外飛行のできる技量を有する」の部分が実情と合致していない。（銅章を持っているからといって、直ぐに野外飛行ができるわけではない。）

そこで、受験者の技量の正しい把握と安全確保を目的とし、今般、規程を大幅に見直すことにしました。併せて、日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則の内容に関して、各試験員及び受験者が理解を深め、共通の認識を持ち、以って安全かつ円滑適切に認定試験が実施されることを目的として、新たにガイドラインを定めました。ガイドラインは日本滑空協会インストラクター委員会が制定・改廃します。下記および添付資料をご参照の上、今後は改訂版に基づいて記章試験の実施、報告をお願いいたします。

記

1. 改定・新設した規程類

記則第 001 号：日本滑空記章（A 章～銅章）規程細則の大幅な見直しを行いました。更に新たにガイドラインを新設し、日本滑空記章（A 章～銅章）試験ガイドラインとしました。

2. 新・旧の規程内容の比較

今回改定の内容の適切な理解と周知を図るため、従来の内容（旧）および新たに制定した内容（新）を併記し、以下に掲載します。

2. 1 (旧) 規程細則における試験名称および認定する技量・確認する項目

記章	試験名称	認定する技量・確認する項目
A 章	単独飛行試験	• 単独飛行に必要な知識を有すること。 • 単独飛行の技量を有すること。 • 飛行を全て安全に行い、所定した場所への着陸をすること。
B 章	旋回飛行試験	• C 章トライに出られる技量の認定。 • 左右 360 度バンク 30 度緩旋回 • 指定地 (5m×60m) 内への接地。
C 章	滑翔試験 急旋回飛行試験	• 30 分以上の滑翔の技量。 • 左右 1080 度バンク 45 度急旋回 • 指定された区域 (50m×250m) 内に着陸・停止。
銅章	滑翔試験 野外界着試験 学科試験	• 2 時間以上の滑翔もしくは 1 時間以上の滑翔 2 回の技量。 • 野外界行に必要な知識を有することの確認。 • 野外界着を想定した制限地 (50m×250m) 内着陸・停止。 • 野外界行のできる技量を有することの確認。

2. 2 (新) 規程細則における試験名称・飛行実績・認定する旋回技量・認定する着陸技量・認定及び確認する知識

記章	試験名称	飛行実績	認定する 旋回技量	認定する 着陸技量	日本滑空記章試験員が認定する技量および確認する知識
A 章	単独飛行 試験	単独飛行	—	滑走路内に安全 に着陸すること	- 単独飛行に必要な知識を有することの確認。 - 単独飛行の技量を有することを認定。 - 飛行をすべて安全に行い、滑空場内に安全に着陸する技量を認定。
B 章	単座機 移行試験	単座機移行 又は 複座機での 同等技量	左右 720 度バンク 30 度以上の安定した 連続旋回と 見張り技量	安全で安定 した着陸技量	- 単座機に搭乗でき、C 章トライに出られる安定した技量を認定。 - 左右 720 度バンク 30 度以上での安定した連続旋回の技量を認定。 - 連続旋回時に遷移する機種方位を正しく把握し、意図した旋回停止目標に正確に旋回を停止できる技量を認定。 - 連続旋回中の適切な見張りの技量を認定。 - 適切なパスによる進入と安全で正しい姿勢による着陸が安定してできる技量を認定。
C 章	滞空技量 試験	30 分滞空飛行	左右 720 度バンク 45 度の安定した 連続急旋回と 見張り技量	指定地 5×60m への 安全で安定 した着陸技量	30 分以上の滞空飛行の技量を認定。 - 左右 720 度バンク 45 度での安定した連続急旋回の技量を認定。 - 連続旋回時に遷移する機種方位を正しく把握し、意図した旋回停止目標に正確に旋回を停止できる技量を認定。 - 連続急旋回中の見張りの技量を認定。 - 適切なパスによる進入と安全で正しい姿勢による指定地（5×60m）内への着陸とその後の正常な地上滑走と停止ができる技量を認定。
銅章	滑翔技量 試験	2 時間滞空飛行 又は 1 時間×2 回 滞空飛行	—	制限地 50×250m 内への 着陸及び停止技量	2 時間以上の滞空飛行もしくは 1 時間以上の滞空 2 回の技量を認定。 - 野外界着陸を想定した制限地（50×250m）内への着陸および制限地内に停止ができる技量を認定。 - 野外飛行に必要な知識を有することの確認。

3. ガイドラインについて

3. 1 ガイドラインの趣旨

ガイドラインは前述したように、日本滑空記章規程細則の内容に関して、各試験員及び受験者が理解を深め、共通の認識を持ち、以て安全かつ適切に試験が実施されることを目的として定めました。

3. 2 各試験に対する基本的な考え方

(1) 受験生の技量認定においては、1回の飛行試験のみで判断するのではなく、試験員が総合的に判断してください。

(2) 飛行試験においては、試験員は受験者生に対して、特に指定地や制限地内の着陸を目指すことを強調し、受験生に過度な心的ストレス等を与えるようなことをしないように留意してください。

3. 3 ガイドラインの改定

ガイドラインは、環境変化に合わせて必要な変更、改定を適宜適切に行います。改定内容は日本滑空協会インストラクター委員会に諮り、決定します。

4. 銅章規程細則について

銅章規程細則に関しては、銅章の学科試験を例題化できないか等の意見も挙げられました。今回の改定では全てを完全な状態にできませんが、次回の改定時に適切な案を策定していく予定です。

以上